

扶 養 親 族 届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和3年 4月 1日提出

国立大学法人新潟大学学長	勤務部署 新潟大学人文社会・教育科学系			
	職名 殿	講師	氏名	新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第22条（扶養手当）に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由<該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生日月日を記入すること>

☐ 1 新たに職員となった

☐ 2 扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

☒ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

失業給付受給開始により向こう一年間の収入が130万円以上見込まれた場合、3にチェック

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
新潟 花子	配偶者	昭 60. 10. 5	同居	雇用保険	約 135 万円	令 3. 4. 1	失業給付受給のため

雇用保険受給の場合は、待機期間が終了し、雇用保険を受給開始した日
(参考)雇用保険受給者証に開始日が記載されています。

添付書類：失業給付受給開始の場合（参考）

※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

・「雇用保険受給者証」の両面コピー

※失業給付の受給開始までの待機期間、及び受給開始日が記載されたものをご提出願います。

参 考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が国立大学法人新潟大学職員であって、別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>